

台風、地震、水難等自然災害時の登下校の対応について

1 足立区立小・中学校が全校休校となる場合

- (1) 午前6時に東京都23区東部（足立区）において「特別警報（『大雨』『暴風』『大雪』『暴風雪』等）」が発令されている場合
- (2) 午前6時に東京都23区東部（足立区）において「暴風警報」「暴風雪警報」が発令されている場合

※ 大雨警報や強風注意報などは休校にならない。ただし、登校については下記の「4. 学校長判断による対応となる場合」を参照に校長の判断とする。

2 一部の学校のみが休校となる場合

- (1) 学校の所在地に、足立区から「避難準備・高齢者等避難開始」以上が発令された場合（「避難勧告」「避難指示（緊急）」「災害発生情報」を含む）。
- (2) 学校が避難所となった場合。

3 保護者等への引き渡し対応となる場合

- (1) 震度5弱以上の地震が発生した場合。
- (2) 学校の所在地に、足立区から「避難準備・高齢者等避難開始」以上が発令された場合（「避難勧告」「避難指示（緊急）」「災害発生情報」を含む）。
- (3) 学校が避難所となった場合。

4 学校長判断による対応となる場合

「1 足立区立小・中学校が全校休校となる場合」・「2 一部の学校のみが休校となる場合」を除いては、原則登校になるが、校長の判断で時刻を早めたり遅らせたりして、児童・生徒の安全確保に努める。その対応として、保護者判断で登校させない、登校を遅らせるなども校長判断に含まれる。

5 教育活動を実施する場合

「1 足立区立小・中学校が全校休校となる場合」に該当しなければ、通常通り実施いたしますが、交通機関のダイヤの乱れや保護者の判断などの理由で登校が遅れる場合は必ずご連絡をお願いします。

6 備考

- ・安全な登校につきまして、各担任から子供たちに指導をしたところですが、各ご家庭におかれましても、お子様に声かけをお願いします。
- ・学校が休校の場合は、学校メール配信システムで配信するとともに、学校ホームページにも掲載します。
- ・台風による被害が甚大な場合、学校職員の出勤が困難となり、学校メール配信システム、学校ホームページによる情報提供ができなくなることも想定されます。そのような事態が発生し、学校からの情報が届かない場合もあることをご了承ください。